

久留米市住宅リフォーム助成事業補助金交付申請の流れ

交付申請

受付・審査

※4週間程度

交付決定

【交付申請に必要な書類】

- 補助金交付申請書(第1号様式)
- 申請者の市税の滞納がないことの証明書
- リフォームに係る見積書(工事内訳が記載された書類等)の写し
- 工程表
- 補助金算定表(第2号様式)
- リフォーム部分の施工前の写真
- リフォームを行う住宅の位置図
- 委任状(第3号様式)※代理申請の場合のみ
- リフォーム事業者が市内に事業所を有することを示す書類(見積書等で確認できる場合は不要)
- その他参考となる書類(借家の場合は、家主の承諾書等)

工事内容等に変更が生じた場合

変更等申請

受付・審査

変更等承認

【変更等申請に必要な書類】

- 交付変更等申請書(第6号様式)
- 変更後のリフォームに係る見積書の写し
- 工期の変更を伴う場合にあっては、変更後の工程表
- 変更後の補助金算定表(第2号様式)
- 変更後のリフォーム部分の施工前の写真
- その他参考となる書類

工事着手

実績報告

受付・審査・振込手続き

※2ヶ月程度

補助金交付

【実績報告に必要な書類】

- 実績報告書(第9号様式)
- リフォームに係る領収書の写し又はそれに替わるもの
- リフォーム工事証明書(第10号様式)
- リフォーム部分の施工中及び施工後の写真
- 補助金請求書(市の様式)
- その他参考となる書類

【注意事項等】

- ★申請時に書類の原本確認や聞き取り等がありますので、郵送ではなく申請窓口へご提出ください。
- ★申請書に押す印鑑は認印で構いませんが、申請書、実績報告書、請求書等すべて同じ印鑑をお願いします。
- ★補助金の交付決定を受けた日以降に着手した工事のみが対象となりますので、必ず事前申請を行ってください。

※工事完了後30日以内の実績報告

申請先(お問合せ先)

久留米市 都市建設部 住宅政策課
 〒830-8520 久留米市城南町15-3
 TEL : 0942-30-9139
 FAX : 0942-30-9743
 E-mail : housing@city.kurume.fukuoka.jp
 ホームページ : <http://www.city.kurume.fukuoka.jp/>